

を存し、諏訪山と稱す。

境内神社 若宮社 三宮社

例祭日

神饌幣帛料供進
指定年月日

會計法適用 明治四十一年九月二十五日
告示第四百三十四號

氏子戸數 二百九十八戸
崇敬者員數 未詳

○静岡縣駿河國安倍郡服織村大字建穂字山内

郷社 建穂神社

祭神 保食神 天照皇大御神

舊と馬鳴明神とも稱せり、創立年代詳ならず、但し延喜の制小社に列せられ、諸郡神階帳に、正五位下建穂天神と見えたり、元と隣村羽鳥村に鎮座あらせられしが如し、式社備考に云く、

「古社地は隣村羽鳥村にあり、其村の西南の田疇、今に古松三株あり、里人今に明神森と云ふ、宇山脇とも山腰宮城とも云ふ、泥中に巨石あり、鳥居跡、又五百歩許へだて大鳥居など、田の字に存す」

その後今の地に奉遷す、維新前は、建穂寺の仁王門正面一段高き所に鎮座あらせられ、建穂寺の鎮守神たりしが、維新後建穂寺を廢し、寺僧復飾し、改めて神地とし、社殿を造營し、更に社號を復舊して建穂神社とせ

り、吾妻鏡に云く、

「承元四年十一月二十四日、駿河國建福郷の鎮守鳴大明神、去二十一日卯尅、託小兒西庭可合戰之由、云々別當神主等注進之、今日到來、相州披露之、仍可有御占歟之由、廣元朝臣雖申行之、將軍家朝貢彼二十一日曉夢合戰事、得其告、非虛夢歟、此上不可及占、云々、被進御劔於彼社、云々」

と、果して後四年和田氏の事ありたり、又太田道灌の暮景集に、「嘉吉元年五月云々、駿河の府にいたりて、云云、建穂の馬鳴のやしらなどに、志のぬきたむけ侍り云々」と見え、元龜三年の武田家の判物に、建穂寺中性院の義道坊、心藏坊は、前々の如く神役に従ふべきよし見えたり、明治六年郷社に列せらる。

社殿は本殿、拜殿を具備し、境内は二千八十四坪八合官有地第一種あり、當社祭神に付きては、古來寺僧相傳へて保食神とす、然れども毫も信を措くに足らず、偽書總國風土記に據りて、天照皇大神となすものあるに至りしが、特選神名牒は、社號の建穂は武部なるべしとして、祭神を日本武尊なるべしといへり。

境内神社 荒神社 庚申社

例祭日 十月十九日

神饌幣帛料供進
指定年月日

會計法適用 明治四十一年九月二十五日
告示第四百三十四號

氏子戸數 五十一戸
崇敬者員數 未詳

○静岡縣駿河國安倍郡美和村大字足久保字和田奥